

平成 2 8 年 度

財政援助団体等監査報告書

株 式 会 社 旺 栄

小金井市監査委員

(写)

小 監 発 第 4 9 号

平 成 2 9 年 3 月 2 4 日

小 金 井 市 長 西 岡 真 一 郎 様
小 金 井 市 議 会 議 長 篠 原 ひ ろ し 様
小 金 井 市 教 育 委 員 会 教 育 長 山 本 修 司 様

小 金 井 市 監 査 委 員 重 永 邦 敏
同 露 木 肇 子
同 中 山 克 己

平 成 2 8 年 度 財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 の 規 定 に よ り、平 成 2 8 年 度 財 政 援 助 団 体 等 の 監 査 を 実 施 し た の で、同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 別 紙 「財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書」の と お り 報 告 し ま す。

な お、こ の 監 査 の 結 果 に 基 づ き、又 は こ の 監 査 の 結 果 を 参 考 と し て 措 置 を 講 じ た と き は、そ の 旨 を 同 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 願 い ま す。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設：小金井市清里山荘

指定管理者：株式会社 旺栄

主管課：生涯学習部生涯学習課

3 監査の範囲

平成28年度に執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務の執行及び業務管理運営状況に係るものを中心とし、必要に応じてその前年度も含むこととする。

4 監査の方法

監査に当たっては、次に掲げる事項を主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。

(1) 指定管理者

ア 施設及び財産は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金の設定等は適正になされているか。

エ 利用促進のための努力はなされているか。

オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。

キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

ク 事業報告書は適正に作成されているか。

ケ 収納事務は適正に行われているか。

(2) 主管課

ア 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。

ウ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

エ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

オ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

カ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

キ 業務履行確認は、事業報告書等によりなされているか。

ク 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

ケ 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

コ 債務負担行為の設定はなされているか。

サ 事業報告書の点検は適切になされているか。

シ 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか。

5 監査期間

平成28年11月18日から平成29年1月25日まで

実施年月日	時 間	対象団体・所管部局	場 所
平成29年 1月24日(火)	11時00分～14時30分	株式会社 旺栄	現 地
平成29年 1月25日(水)	10時00分～12時00分	生涯学習課	監査委員室

第2 監査の結果

1 概 評

関係書類の審査、対象団体及び担当課からの説明聴取等により監査を実施した結果、指定管理事務に係る出納その他の事務についておおむね適正に処理されていると認められた。

なお、改善又は検討を要する事項について、以下に述べる。

2 検討要望事項等

(1) 利用者数の向上について

指定管理者である株式会社旺栄においては、小金井市立清里山荘の運営にあたり、青少年の健全な育成への貢献と、一般市民の健康増進及び自然とのふれあいの場としての施設の価値向上等を基本方針とし、清里ならではの観光資源を活かしたツアーや、自主事業の実施、また、食事内容においては、地元の食材や特産品を用いたメニューの提供、アレルギー対応に対する細かい配慮と対応を行うなど、利用者の満足度向上に向けた工夫や努力をしており、それら取組みの結果として、平成27年度の清里山荘利用者アンケートにおいては、90パーセント以上の利用者が「満足」と回答しており、また、利用者の約50パーセントが、「清里山荘を4回以上利用した」と回答している実績報告が提出されているところである。

しかしながら、市外小学校の移動教室の利用減が主な要因となり、近年、利用者数が減少している状況である。また、ツアーや自主事業においては、最小催行人数に達することができず、実施に至らなかったものもあり、利用者数の増加へとつながる様々な方策による取組みについて、なお一層の検討が必要であるものと考えられる。

今後は、利用者数の減少やツアーの中止等、それらに至った背景と現状の検証結果を踏まえたうえで、現在のサービス水準を維持しつつ、閑散期におけるツアーやさらに魅力ある自主事業の企画を実施することなどを検討するとともに、ソーシャルメディア等の活用によって、当該施設からの

情報を随時発信するなどの方策も検討のうえ、利用者数の増加を目指し、所管課である生涯学習課においては、なお一層の指定管理者との連携を深めることに努められ、今後とも緊密な協力体制を保持するよう努められたい。また、指定管理者においては、地方自治法第244条の2第3項に規定される「公の施設の設置の目的を効果的に達成する」という、施設の有効活用、引いては、住民福祉のさらなる増進を図るため、制度の趣旨と目的について、指定を受けた管理者としての認識のさらなる深化に努めていただきたい。

(2) 文書の管理及び保存について

文書の管理及び保存については、小金井市立清里山荘の管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第28条第1項に、「本業務の遂行に伴い作成し、又は取得した文書等の管理及び保管に関し必要な事項について文書管理規程等を定め、適正に管理しなければならない」と規定しているところである。

今回、清里山荘での現地監査を実施したところ、文書の管理保管状況の実態としては、種類ごとに簿冊を分ける等、適切に整理し保管されていたが、文書管理規程が定められていないことが判明した。

文書管理規定を定めることは、文書管理についての基本的な事項を定め、事務処理の標準化と能率的な運営を図るためだけでなく、小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開条例の趣旨にのっとり、公の施設の管理に当たって保有する情報の適正な取扱いを定めることにより、個人情報に係るプライバシーの保護を図り、市民の知る権利を保障するための必要な措置である。

協定書の締結事項は、市と指定管理者が相互に協力し、適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めていること、また、指定管理者においては、公の施設に求められる公共性を十分に理解したうえで、その趣旨を尊重するよう定めていることから、協定事項が遵守されない場合、管理業務

に支障が生じることや指定管理者としての公共性を欠くことにつながるおそれがある。

市と指定管理者双方で、すみやかに協定事項の取扱い状況を再度確認し、早急に文書管理規程を定め、清里山荘の適正かつ円滑な管理運営に努めていただきたい。

株式会社 旺栄

1 指定管理者の概要

株式会社旺栄の組織、指定管理者としての目的及びその業務の範囲等は、次のとおりである。

(1) 組織（平成28年11月17日現在）

- ア 本社の所在地 東京都北区王子本町一丁目4番13号
主要な業務内容 建物総合管理、図書及び事務用器具の販売業、飲食店及び給食業務受託、食料品の販売業、学生寮管理運営業務
- イ 設立 昭和51年2月19日
- ウ 役員 代表取締役 1人
取締役 3人
監査役 2人
- エ 小金井市立清里山荘（以下「清里山荘」という。）職員
支配人 1人
社員 4人
臨時職員 10人

(2) 目的

株式会社旺栄は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、地方自治法第244条の2第3項から第6項までの規定に基づき、指定管理者としての指定を受け、清里山荘の管理運営を行い、清里山荘の利用者等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって、市民福祉の一層の増進に寄与することを目的としている。

(3) 業務の範囲

- ア 小金井市立清里少年自然の家条例第4条に規定する事業の運営に関する業務
- イ 清里山荘の使用の承認に関する業務
- ウ 清里山荘の利用料金の收受及び減額又は免除に関する業務
- エ 清里山荘の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務

オ (3)のアからエに掲げるもののほか、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(4) 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日

(5) 指定管理者としての指定

指定管理期間第3期（平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）について、公募による選定の結果、株式会社旺栄が清里山荘の管理・運営に係る指定管理者として選定され、市議会での議決により指定。

平成25年10月15日 市報及び市のホームページで募集を公表

10月25日 清里山荘で現地説明会を実施

11月12日～11月19日 応募書類提出期間

12月 3日 指定管理者選定委員会第1次審査

12月18日 指定管理者選定委員会第2次審査

12月27日 指定管理者候補者選定通知

平成26年 3月24日 平成26年第1回市議会定例会にて指定管理者の指定の議決

3月28日 基本協定書締結

(6) 市及び教育委員会との協定等の主な内容

指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

業務範囲 ア 小金井市立清里少年自然の家条例第4条に掲げる事業

イ 清里山荘及び設備の維持管理に関する業務

ウ 清里山荘における宿泊、日帰り利用及び飲食等のサービスの提供に関する業務

エ 清里山荘の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する業務

オ 清里山荘の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務

カ (6)のアからオに付随する業務

キ (6)のアからカに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

- (7) 少年自然の家指定管理委託料予算額
- 平成26年度 40,167,000円
- 平成27年度 40,012,000円
- 平成28年度 39,963,000円
- 平成29年度 39,711,000円
- 平成30年度 39,624,000円

- (8) 少年自然の家指定管理委託料決算額
- 平成26年度 40,167,000円
- 平成27年度 40,012,000円

- (9) 収支の状況（平成27年度）

（単位：円）

対象団体	収入	支出	収支差額
指定管理者	65,012,627	63,751,191	1,261,436

※ 収支の状況の数値は、株式会社旺栄の事業報告書の数値による。
詳細は、別表1を参照。

2 公の施設の概要

名称 小金井市立清里山荘

所在地 山梨県北杜市高根町清里字念場原3545番1

現況 少年自然の家

面積等 敷地面積 22,978㎡

建築面積 2,598㎡

延床面積 3,810.7㎡（付帯施設を含む）

構造 鉄筋コンクリート造、地上2階（一部3階）地下1階建

別表1 平成27年度清里山荘指定管理に係る収支決算状況

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	年間予算額	累 計
指定管理料	40,012,000	40,012,000
施設使用料	6,989,000	6,597,475
賄料(林間・一般)	17,035,000	13,912,445
自主事業収入	5,612,000	4,490,707
合 計	69,648,000	65,012,627

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分・科 目	年間予算額	累 計
人件費	22,736,000	23,568,049
事務費	390,000	601,819
消耗品費(事務等)	180,000	226,499
郵便料	30,000	64,956
電話料	180,000	310,364
管理費	21,730,000	20,075,205
消耗品費(厨房・清掃等)	180,000	1,572,304
修繕費	1,500,000	1,115,135
保守管理費	6,910,000	6,117,896
光熱水費	7,400,000	7,098,251
燃料費	5,740,000	4,171,619
事業費	17,360,000	14,393,910
自主事業に係る経費	4,074,000	4,813,576
林間学校材料費	4,894,000	2,097,651
一般材料費	8,392,000	7,482,683
その他	6,436,000	4,794,973
本社管理経費	1,151,000	317,235
合 計	69,803,000	63,751,191